

第 191 号（令和 7 年 2 月 25 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

- △ 旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則【医療局生活衛生課】 3

[告示]

- △ 公印の新調、改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】 4
- △ 令和 6 年度横浜市一般会計補正予算（第 6 号）ほか 19 件の要領公表【財政局財政課】 6
- △ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【財政局契約第一課】 7
- △ 特定計量器定期検査の実施【経済局消費経済課】 15
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 16
- △ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】 17
- △ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 18
- △ 横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 20

[公告]

- △ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】 21
- △ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】 23
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壤環境課】 24
- △ 同 【みどり環境局水・土壤環境課】 25
- △ 事後調査結果報告書の提出【みどり環境局環境影響評価課】 26
- △ 同 【みどり環境局環境影響評価課】 27
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 28
- △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 29
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 30
- △ 同 【建築局調整区域課】 31
- △ 同 【建築局調整区域課】 32
- △ 同 【建築局調整区域課】 33
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 34
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 35
- △ 同 【建築局建築指導課】 36
- △ 市街地再開発組合の設立に係る事業計画の縦覧【都市整備局都心再生課】 37
- △ 土地区画整理組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】 38
- △ 東高島駅北地区土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】 39

[区告示]

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	40
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【金沢区総務課】	41
△ 同【金沢区総務課】	42
△ 同【戸塚区総務課】	43
△ 同【栄区総務課】	44
△ 同【瀬谷区総務課】	45
△ 横浜市都筑公会堂の指定管理者の指定【都筑区地域振興課】	46
[水道局]	
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経理課】	47
[交通局]	
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経営管理課】	48
[医療局病院経営本部]	
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【病院経営課】	49
[教育委員会]	
△ 職員の懲戒処分【南部学校教育事務所教育総務課】	50
[監査委員]	
△ 住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 6 年 12 月 9 日受付）【監査管理課】	51
[市会]	
△ 横浜市会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部改正【秘書広報課】	52
[正誤]	53

規 則

旅 館 業 法 施 行 細 則 及 び 公 衆 浴 場 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 4 号

旅 館 業 法 施 行 細 則 及 び 公 衆 浴 場 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正
す る 規 則

(旅 館 業 法 施 行 細 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 旅 館 業 法 施 行 細 則 (昭 和 61 年 6 月 横 浜 市 規 則 第 66 号) の 一
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 第 2 号 の 表 中 「 大 腸 菌 群 」 を 「 大 腸 菌 」 に 改 め る 。

(公 衆 浴 場 法 施 行 細 則 の 一 部 改 正)

第 2 条 公 衆 浴 場 法 施 行 細 則 (昭 和 61 年 6 月 横 浜 市 規 則 第 67 号) の
一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 12 条 第 2 項 の 表 中 「 大 腸 菌 群 」 を 「 大 腸 菌 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

告示

横浜市告示第 60 号





公印の新調、改刻及び廃止

次のとおり公印を新調し、改刻し、及び廃止する。


令和 7 年 2 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 新調

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市長印（中央児童相談所専用）	令和 7 年 3 月 1 日	 <p>（方 27 ミリメートル）</p>
横浜市長印（西部児童相談所専用）	令和 7 年 3 月 1 日	 <p>（方 27 ミリメートル）</p>
横浜市長印（南部児童相談所専用）	令和 7 年 3 月 1 日	 <p>（方 27 ミリメートル）</p>
横浜市長印（北部児童相談所専用）	令和 7 年 3 月 1 日	 <p>（方 27 ミリメートル）</p>

2 改 刻

公 印 の 名 称	使 用 開 始 年 月 日	印 影
横 浜 市 長 印 (こ ども 青 少 年 局 専 用)	令 和 7 年 3 月 1 日	 <p>(方 27 ミリメートル)</p>

3 廃 止

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横 浜 市 長 印 (こ ども 青 少 年 局 専 用)	令 和 7 年 3 月 1 日	 <p>(方 27 ミリメートル)</p>

横 浜 市 告 示 第 61 号

令 和 6 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号) ほ か 19 件
の 要 領 公 表

令 和 7 年 2 月 18 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 6 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号) ほ か 19 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表
す る 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 62 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。）が発注する令和 7 年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用のある契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続を次のとおり定めた。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 申請できる資格の区分

- (1) 工事（工事及び製造（物品の製造を除く。）以下同じ。）
- (2) 物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託並びに電力供給等（以下「物品・委託等」という。）
- (3) 設計、測量及び地質調査（以下「設計・測量等」という。）

2 入札参加資格審査の申請を必要とする場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、本告示に基づく申請を必要とする。

- (1) 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録がない者が、入札に参加しようとする場合
- (2) 名簿に登録のある者が、既に登録のある工種又は種目以外の工種又は種目について入札に参加しようとする場合

3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないもの、その他横浜市長が定めたものを除く。）。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく 24 か月以上を期間とする指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届

- 出についても、届出義務がない場合を除く。) 。
- (5) 本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる項目について、組合の定款に共同受注の定めがあること。
- ア 工事の入札に参加する者は、別表 1 に掲げる工種のうち、登録を希望する工種（以下「希望する工種」という。）に対応する建設工事の種類
- イ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、別表 2 及び 3 に掲げる種目のうち、登録を希望する種目（以下「希望する種目」という。）に対応する業種
- (7) 工事の入札に参加する者は、前各号のほか、希望する工種に対応する建設工事の種類について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること（ただし、「船舶」においては、建設業法第 3 条第 1 項の許可に代わり、造船法（昭和 25 年法律第 129 号）第 2 条の許可又は小型船造船業法（昭和 41 年法律第 119 号）第 4 条の登録を受けていること。）。また、希望する工種に対応する工事（入札参加資格の有効期間の始期の前月末から過去 5 年間に完成した工事に限る。）の施工実績を有すること。加えて、希望する工種（「上水道」及び「船舶」を除く。）に対応する建設工事の種類について、経審の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。
- (8) 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、第 1 号から第 6 号までのほか、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に係る営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。また、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に対応する契約（入札参加資格の申請日の属する月の前月末から過去 9 年間に完了した契約に限る。）の履行実績を有すること。
- (9) 前号の規定にかかわらず、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目（別表 2 のコード 001 から 202 まで及び 701 を除く。）の履行実績について、入札参加資格の申請日の属する月の前月末までの契約期間が 6 か月以上となる場合に限り、履行期限到来前であ

っても履行実績として認めるものとする。

- (10) 物品・委託等の入札に参加する者のうち、別表 2 に掲げる「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材を保有していること。
- (11) 横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

4 入札参加資格審査申請の手続

(1) 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日から随時に受け付ける（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く午前 9 時から午後 5 時まで）。ただし、特定調達契約に係る入札公告に基づき申請する場合の受付期間については、当該入札公告に定める期間とする。

(2) 申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、資格審査申請システム入力画面上の申請フォームに必要事項を入力及び送信した後、次号に定める提出書類その他申請内容に応じて横浜市長が必要と定めた書類を電子データ化し、アップロードしなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス（<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>）

なお、横浜市ホームページにアクセスできない場合は、第 11 項の部署に連絡すること。

(3) 提出書類等

ア 商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 30 条に定める現在事項証明書又は履歴事項証明書（個人営業の場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書）

イ 「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを確認できる納税証明書

ウ 雇用保険、健康保険（適用除外の承認を受け国民健康保険組合に加入している場合を含む。）及び厚生年金保険の加入を確認できる書類又は加入義務のないことの誓約書

エ 委任状（委任する場合のみ。入札参加資格の有効期間内は原紙を必ず保管しておくこと。）

オ 工事の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類の

ほか、次の書類を提出すること。

- (ア) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書
ただし、希望する工種が「船舶」の場合は、経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書に代わり、造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証並びに財務諸表（申請日の属する月の 4 か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したものの直前 2 年間分。個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

- (イ) 工事の施工実績を証明する書類（契約書等）

カ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。

- (ア) 営業許可・認可証

- (イ) 物品・委託等及び設計・測量等の履行実績を証明する書類（契約書等）

キ 物品・委託等の入札に参加する者で、別表 2 に掲げる種目のうち、「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材の保有が確認できる書類（設備等一覧表並びに償却資産申告書及び種類別明細書等）

ク 組合の提出書類

- (ア) アからキまでに定める書類

- (イ) 組合の定款

- (ウ) 組合役員名簿

- (エ) 組合員名簿

- (オ) 中小企業庁により証明された官公需適格組合においては

- (ア) から(エ)までに定める書類のほか、次の a 及び b の書類

a 官公需適格組合証明書

b 官公需共同受注規約

ケ 役員名簿

横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないことの確認のため、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の役職、氏名、生年月日、性別、住所を資格審査申請システム申請フォームから提出すること。

- (4) 工事の資格の区分に登載がある者が、既に登録のある工種以外の工種について入札に参加しようとする場合は、前号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え前号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (5) 物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登載がある者が、既に登録のある種目以外の種目について入札に参加しようとする場合は、第 3 号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第 3 号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (6) 工事の資格の区分に登載がある者が物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合又は物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登載がある者が工事の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合は、第 3 号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第 3 号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (7) 日本国内に営業所を有しない者は、第 3 号アからウまでを省略することができる。
- (8) 申請において使用する言語等
 ア 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。
 なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。
 イ 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときには、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。
- (9) 申請できる工種及び種目
 ア 工事
 別表 1 に掲げる工種を申請できる。
 イ 物品・委託等
 別表 2 に掲げる種目を申請できる。
 ウ 設計・測量等
 別表 3 に掲げる種目を申請できる。
- 5 変更に関する届出
 前項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに第 4 項第 2 号に定める方法で変更の届出を行い、その事実を証明する書類を電子データ化し、資格審査申請システム上でアップロードしなければならない。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参加資格の一部を喪失するものとする。

- (1) 第 3 項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

7 入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出するときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。
- (4) 合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
- (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

8 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知する。

9 入札参加資格の有効期間

前項の通知で定める有効期間の始期から令和 9 年 3 月 31 日まで

10 入札参加資格の有効期間の更新手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和 8 年度の有効期間中に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。

11 この告示に関する問合せ先

横浜市財政局契約部契約第一課管理係
電話 045(671) 2707

別 表 1
工 事

コ ー ド	工 種	コ ー ド	工 種
01	土 木	15	解 体
02	舗 装	16	フ ェ ン ス
03	と び ・ 土 工	17	電 気
04	港 湾	18	電 気 通 信
05	造 園	19	管
06	石	20	管 更 正
07	建 築	21	機 械 器 具 設 置
09	内 装	22	消 防 施 設
10	建 具	23	さ く 井
11	塗 装	24	上 水 道
12	区 画 線 ・ 標 識	25	船 舶
13	防 水	26	そ の 他
14	鋼 構 造		

別 表 2
物 品 ・ 委 託 等

コ ー ド	種 目	コ ー ド	種 目
001	文 具 ・ 事 務 機 械	105	地 図 作 成
004	教 育 用 品	106	製 本
011	雑 貨	107	複 写
013	機 械 器 具 ・ 工 具 類	108	特 殊 印 刷
015	コ ン ピ ュ ー タ 類	109	印 刷 物 企 画 デ ザ イン
016	電 気 機 械 類	110	光 デ ィ ス ク 製 作 (C D 、 D V D 等)
019	医 療 機 械 器 具	201	自 動 車 修 理 ・ 点 検
020	理 化 学 機 械 器 具	202	そ の 他 の 修 理
021	医 薬	301	建 物 管 理
022	工 化 学 薬 品	303	浄 化 槽 ・ 貯 水 槽 等 清 掃
024	被 服	309	資 源 化 委 託
029	看 板 等 表 示 器 具	310	貨 物 運 送
033	什 器 ・ 家 具	315	害 虫 等 駆 除
034	厨 房 ・ 浴 槽 機 器 類	316	コ ン ピ ュ ー タ 業 務
036	食 料 品 ・ 記 念 品	320	各 種 調 査 企 画
037	動 物 ・ 飼 料	321	検 査 ・ 測 定
038	自 動 車	322	映 画 ・ ビ デ オ 制 作
039	自 動 車 部 品	323	広 告

041	電 車 用 品	327	電 気 設 備 保 守
042	水 道 用 品	328	機 械 設 備 保 守
043	消 防 用 品	329	施 設 運 転 管 理 ・ 保 守
044	燃 料	330	廃 棄 物 処 理
047	原 材 料	350	そ の 他 の 委 託 等
056	船 舶 ・ 航 空 機	402	一 般 賃 貸
060	そ の 他 の 物 品	501	電 力 ・ 都 市 ガ ス
101	一 般 印 刷	603	そ の 他 の 業 務
104	フ ォ ー ム 印 刷	701	物 品 以 外 の 修 繕

別 表 3

設 計 ・ 測 量 等

コ ー ド	種 目	コ ー ド	種 目
901	建 築 設 計 （ 監 理 を 含 む 。 ）	905	建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 の 業 務
902	設 備 設 計	906	測 量
903	土 木 設 計	907	地 質 調 査
904	造 園 設 計		

横 浜 市 告 示 第 63 号

特 定 計 量 器 定 期 検 査 の 実 施

計 量 法 (平 成 4 年 法 律 第 51 号) 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 特 定 計 量 器 定 期 検 査 を 次 の と お り 実 施 す る 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 検 査 区 域
横 浜 市 全 域
- 2 検 査 対 象
計 量 法 施 行 令 (平 成 5 年 政 令 第 329 号) 第 10 条 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す る も の の う ち 、 ひ ょ う 量 1 ト ン 以 上 の 特 定 計 量 器 及 び 同 特 定 計 量 器 を 有 す る 事 業 所 等 で 併 せ て 使 用 す る ひ ょ う 量 1 ト ン 未 満 の 特 定 計 量 器 。
- 3 検 査 期 間
令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 令 和 8 年 3 月 31 日 ま で
- 4 検 査 場 所
検 査 対 象 特 定 計 量 器 の 所 在 場 所 及 び 公 益 社 団 法 人 神 奈 川 県 計 量 協 会
- 5 検 査 を 行 わ せ る 指 定 定 期 検 査 機 関 の 名 称
公 益 社 団 法 人 神 奈 川 県 計 量 協 会
会 長 谷 本 淳

横浜市告示第 64 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
 辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 37 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 48 条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 7 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 7 年 3 月 31 日
施設種別	家庭的保育事業
施設名称	くろかわ保育室
設置者	黒 川 貴美枝
所在地	磯子区栗木二丁目 11 番 19 号

横浜市告示第 65 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	西区浅間台 6 番の一部 、 6 番の 2 の一部、 6 番の 9 の一部、 7 番の 1 の一部、 7 番の 2 、 12 番の 1 の一部及び 13 番の 1 の一部 西区浅間町 2 丁目 119 番の一部、 120 番の一 部及び 120 番の 5 の一 部 南区永田北二丁目 1,02 9 番から 1,031 番まで 及び 1,032 番の一部 磯子区森五丁目 1,371 番、 1,372 番の 1 及び 1,373 番 緑区竹山二丁目 9 番の 2 の一部 緑区竹山三丁目 1 番の 6 の一部 栄区飯島町 2,490 番及 び 2,491 番	令和 6 年 12 月 13 日から 令和 17 年 3 月 31 日まで
源流の森保存地区	旭区川井本町 139 番の 2 及び 139 番の 5 緑区長津田町 2,930 番 の 2 、 2,931 番、 4,81 4 番、 4,819 番及び 4, 960 番 戸塚区名瀬町 2,415 番 の甲及び 2,415 番の乙 戸塚区東俣野町 1,255 番	令和 6 年 12 月 13 日から 令和 17 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 66 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 (平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 102 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し、 令 和 7 年 2 月 27 日 から 施 行 す る。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 項 第 2 号 の 表 中

「

本 牧 ふ 頭 A 突 堤 南 側 基 部 護 岸	中 区 本 牧 ふ 頭	345
------------------------------	-------------	-----

」

を

「

本 牧 ふ 頭 A 突 堤 南 側 基 部 護 岸	中 区 本 牧 ふ 頭	250
------------------------------	-------------	-----

」

に 改 め る。

第 5 項 第 3 号 ウ の 表 中

「

本 牧 ふ 頭 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 用 地	中 区 本 牧 ふ 頭	786,363
-------------------------------	----------------	---------

」

を

「

本 牧 ふ 頭 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 用 地	中 区 本 牧 ふ 頭	764,696
-------------------------------	----------------	---------

」

に 改 め る。

第 11 項 の 表 中

「

本 牧 ふ 頭 I	中 区 本 牧 ふ 頭	750,305
本 牧 ふ 頭 II	同	1,256,308

」

を

「

本 牧 ふ 頭 I	中 区 本 牧 ふ 頭	750,305
本 牧 ふ 頭 II	同	1,234,114

」

に改める。

横浜市告示第 67 号

横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示（令和 4 年 3 月横浜市告示第 160 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 2 月 27 日から施行する。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

第 1 項第 1 号イの表中

「

本牧ふ頭コンテナターミナル用地	786,363
-----------------	---------

」

を

「

本牧ふ頭コンテナターミナル用地	764,696
-----------------	---------

」

に改める。

公 告

横浜市公告第 95 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	ロイヤルプロ戸塚上矢部 戸塚区上矢部町 1,556 番地
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明 大阪市西区阿波座 1 丁目 5 番 16 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明 大阪市西区阿波座 1 丁目 5 番 16 号
大規模小売店舗の新設をする日	令和 7 年 10 月 29 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,995 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 51 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 40 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 84.00 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 14.95 m ³

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 6 時 30 分 閉店時刻 午後 9 時 30 分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 1 か所、出口 1 か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 11 時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和 7 年 1 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

戸塚区戸塚町 16 番地の 17

横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 96 号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の一部の解除
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定（平成 29 年 1 月横浜市公告第 20 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 解除する要措置区域の所在地
戸塚区東俣野町（筆界未定 1,759 番、1,760 番、1,761 番、1,762 番、1,763 番、1,764 番、1,765 番、1,766 番、1,767 番、1,768 番、1,769 番、1,770 番、1,771 番、1,772 番、1,773 番及び 1,774 番）の一部（地番）
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 講じられた指示措置等
基準不適合土壤の掘削による除去

横 浜 市 公 告 第 97 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
6 年 8 月 横 浜 市 公 告 第 426 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
緑 区 新 治 町 字 長 町 6 番 の 3 及 び 三 保 町 字 宮 根 2,081 番 の 1 の 各
一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物、水 銀 及 び そ の 化 合 物、鉛 及 び そ の 化 合 物、
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 98 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
29 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 21 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を 解
除 す る 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
戸 塚 区 東 俣 野 町 （ 筆 界 未 定 1,759 番 、 1,760 番 、 1,761 番 、 1,
762 番 、 1,763 番 、 1,764 番 、 1,765 番 、 1,766 番 、 1,767 番 、
1,768 番 、 1,769 番 、 1,770 番 、 1,771 番 、 1,772 番 、 1,773 番
及 び 1,774 番 ） の 一 部 （ 地 番 ）
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
シ ア ン 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 99 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 相 鉄 ・ J R 直 通 線 に 係 る 事 後 調 査 結 果 報
告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 100 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 57
条 に お い て 準 用 す る 同 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 相 鉄 ・ 東 急 直
通 線 に 係 る 事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 101 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 7 年 1 月 6 日	11424	有限会社ジ ョーセツ	依 田 博 樹	(新)保土ヶ谷区 狩場町 303 番 地の 284
				(旧)神奈川区反 町 2 丁目 14 番 地の 1
令和 7 年 1 月 23 日	30440	有限会社山 口商会	(新)木 藤 新	神奈川県愛甲 郡愛川町中津 1,918 番地
			(旧)木 藤 和 範	
令和 6 年 11 月 30 日	30001	株式会社鶴 川設備工業 川崎営業所	(新)埴 祥 太	川崎市麻生区 岡上 3 丁目 17 番 20 号
			(旧)小野沢 政 巳	

横 浜 市 公 告 第 102 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 ウ ッ ド パ ー ク 金 沢 文 庫 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ
た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 103 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 3 月 27 日 第 2023 開 1322 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 東 伏 見 3 丁 目 6 番 19 号
タ ク ト ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 小 寺 一 裕
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 東 俣 野 町 1,718 番 の 3 及 び 1,718 番 の 6 から 1,718 番 の
10 ま で

横 浜 市 公 告 第 104 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 7 月 10 日 第 2024 開 1603 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 中 央 南 三 丁 目 1 番 6 号
リ ョ ー コ ー ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 中 丸 研
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 中 央 北 四 丁 目 4,595 番 の 2 、 4,595 番 の 3 、 4,595 番
の 16 か ら 4,595 番 の 26 ま で 、 4,596 番 の 2 か ら 4,596 番 の 4 ま で
、 4,597 番 の 3 及 び 4,597 番 の 10 か ら 4,597 番 の 12 ま で

横 浜 市 公 告 第 105 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 8 月 1 日 第 2024 開 1706 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 茅 ヶ 崎 南 二 丁 目 23 番 14 号
デ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 高 山 裕 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 み た け 台 36 番 の 6 及 び 36 番 の 32 か ら 36 番 の 34 ま で

横 浜 市 公 告 第 106 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 8 月 30 日 第 2024 開 1807 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 7 番 1 号
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社 神 奈 川 東 支 店
支 店 長 植 岡 俊 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 荏 田 南 五 丁 目 2 番 の 44 か ら 2 番 の 58 ま で

横 浜 市 公 告 第 107 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 7 年 2 月 6 日
- 2 廃 止 す る 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 す る 道 路 の 延 長
17.19 m
- 4 廃 止 の 場 所
神 奈 川 区 大 口 仲 町 205 番 の 12 の 一 部

横浜市公告第 108 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 40・5 号
- 2 廃止年月日
令和 7 年 2 月 10 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
73.00 m
- 5 廃止の場所
旭区中沢三丁目 93 番の 15 地先から 80 番の 80 地先まで

横浜市公告第 109 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和 7 年 2 月 12 日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
6.54 m
- 4 廃止の場所
港北区大曾根台 622 番の 12 の一部

横 浜 市 公 告 第 110 号

市街地再開発組合の設立に係る事業計画の縦覧
中区港町 2 丁目、港町 3 丁目、真砂町 2 丁目、真砂町 3 丁目、尾上町 2 丁目及び尾上町 3 丁目の各一部を施行地区とする都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 11 条第 1 項に規定する市街地再開発組合の設立についての認可申請があったので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりその事業計画を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業に係るのある土地又はその土地に定着する物件について権利を有する者は、この事業計画について意見があるときは、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日まで、横浜市長に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

令和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦覧期間
令和 7 年 2 月 26 日から令和 7 年 3 月 11 日まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
- 2 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番の 10
横浜市都市整備局都心活性化推進部都心再生課
- 3 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

横浜市公告第 111 号

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称
東高島駅北地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成 30 年 6 月 15 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
神奈川区神奈川一丁目、神奈川二丁目、千若町及び星野町の各一部
- 4 事務所の所在地
中区山下町 1 番地
- 5 設立認可年月日
平成 30 年 6 月 15 日
- 6 変更認可年月日
令和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 公 告 第 112 号

東 高 島 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 変 更 の 認 可
に 係 る 関 係 図 書 の 縦 覧

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 4 項 の 規 定 に
基 づ き 、 東 高 島 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 に つ い て 変 更
認 可 の 公 告 を し た の で 、 同 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 21 条 第
6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 都 心 活 性 化 推 進 部 み な と み ら い ・ 東 神 奈 川 臨
海 部 推 進 課

2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で （ た だ し 、 土 曜 日 、 日 曜 日
及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 23 年 法 律 第 178 号 ） に 規 定 す
る 休 日 並 び に 12 月 29 日 か ら 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く 。 ）

区 告 示

神奈川区告示第 12 号（令和 7 年 2 月 10 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、入江二丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 2 月 10 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	村 松 一 郎 神奈川区入江二丁目 8 番 10 号	木 村 清 子 神奈川区入江二丁目 4 番 21 号

区 公 告

金 沢 区 公 告 第 20 号 (令 和 7 年 2 月 6 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 7 年 2 月 6 日

横 浜 市 金 沢 区 長 齋 藤 真 美 奈

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 33 - 33 浜 横 浜	令 和 6 年 10 月 29 日

金沢区公告第 21 号（令和 7 年 2 月 6 日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 7 年 2 月 6 日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 33 - 35 浜 横浜	令和 2 年 10 月 25 日

戸塚区公告第 21 号（令和 7 年 2 月 7 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 7 年 2 月 7 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 31 — 44 浜 横浜	令和 6 年 9 月 6 日

栄区公告第 17 号（令和 7 年 2 月 13 日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 7 年 2 月 13 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 27 - 75 浜 横浜	令和 6 年 11 月 27 日

瀬谷区公告第 15 号（令和 7 年 2 月 14 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市瀬谷区長 植 木 八千代

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 8 - 06 浜 横浜	令和 6 年 11 月 4 日

都筑区公告第 16 号

横浜市都筑公会堂の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市都筑公会堂の指定管理者として、次の者を指定した

。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
埼玉県行田市行田 22 番 10 号	都筑公会堂運営管理グループ 代表者 株式会社 サンワックス 代表取締役 野原 治 人	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

水道局

水道局告示第 1 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市水道局が発注する令和 7 年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和 7 年 2 月横浜市告示第 62 号）を準用する。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市水道事業管理者

水道局長 山岡 秀 一

交 通 局

交 通 局 告 示 第 2 号

特 定 調 達 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参
加 する 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、
物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約 関 係)

横 浜 市 交 通 局 が 発 注 する 令 和 7 年 度 の 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は
特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 (平 成 7 年 政 令 第 372 号) の
適 用 の ある 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 する 者
に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 に つ い て は 、 特 定 調 達 契 約 に
係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 する 者 に 必 要 な 資 格 及 び
そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、 物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約 関
係) (令 和 7 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 62 号) を 準 用 する 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 三 村 庄 一

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第 1 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市医療局病院経営本部が発注する令和 7 年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和 7 年 2 月横浜市告示第 62 号）を準用する。

。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木宏昌

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 4 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 7 年 1 月 31 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 小 田 小 学 校	教 諭	程 塚 隆 一	減 給 10 分 の 1 6 月

監 査 委 員

横浜市監査委員公表第 2 号

住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 6 年 12 月 9 日
受付）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、
住民監査請求に係る監査を行ったので、その結果を別冊のとおり公
表する。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善和

市 会

横 浜 市 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 会 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 (令 和 6 年 3 月 横 浜 市 会 規 程 第 3 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 会 議 長 鈴 木 太 郎

第 12 条 の 表 中 「 第 2 条 第 15 項 」 を 「 第 2 条 第 16 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

正 誤

令和 6 年定期第 181 号 55 ページ 12 行目及び 13 行目「第 22 条及び第 23 条中「東日本旅客鉄道株式会社（JR）」を「東日本旅客鉄道株式会社等（JR）」に改める。」は、「第 22 条及び第 22 条の 2 第 1 号イ中「東日本旅客鉄道株式会社（JR）」を「東日本旅客鉄道株式会社等（JR）」に改める。第 23 条第 1 項中「東日本旅客鉄道株式会社」を「東日本旅客鉄道株式会社等（JR）」に改める。」の誤り。